

人事院契約監視委員会 第15回会議 議事概要

○ 開催日

平成27年6月9日（火）

○ 場 所

人事院本院（中央合同庁舎第5号館別館）第二特別会議室

○ 人事院契約監視委員会（敬称略）

委員長 田邊國昭（東京大学大学院法学政治学研究科
東京大学公共政策大学院教授）

委 員 工藤裕子（中央大学法学部教授）
小林 覚（小林覚法律事務所弁護士）

○ 会議概要

1 平成26年度下半期に人事院が締結した契約の審査

事務局から、平成26年度下半期の契約案件全17件について、内訳（一般競争契約9件、競争性のある随意契約（企画競争・公募）3件、競争性のない随意契約5件）、入札及び契約手続の状況等が報告され、（1）のとおり了解がなされた。

また、これらのうち（2）に記載した3件の契約案件を対象に審査を行うことが決定された。これら3件の契約案件に関して、担当部局から、契約内容、入札の状況等について説明が行われ、（3）のとおり質疑が行われた上で、了承された。

（1）平成26年度下半期の審査対象契約案件17件について

特に意見・質問なく報告が了解された。

（2）抽出契約案件

〔随意契約〕

① 契約件名 : 人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務（不落随意契約）（平成26年度から平成29年度までの国庫債務負担行為による契約）

契約相手方 : 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

契約金額 : 139,060,800円

契約年月日 : 平成27年1月30日

担当部局 : 職員福祉局電子化推進室

〔一者応札〕

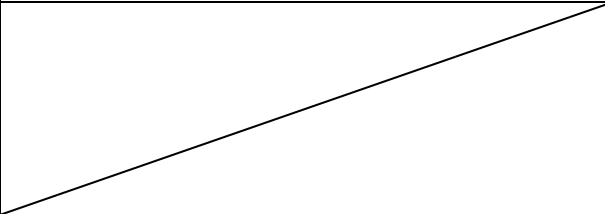
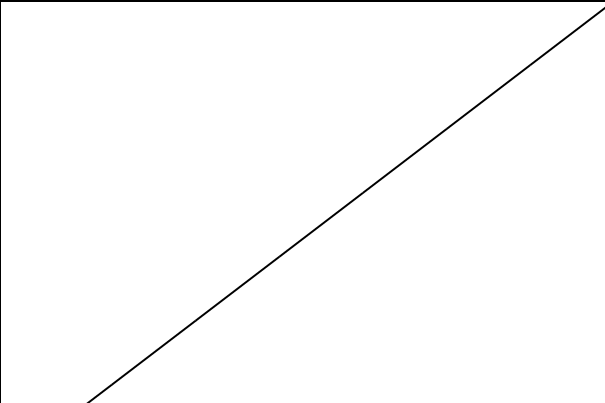
- ② 契約件名 : 人事・給与関係業務情報システムに係るアプリケーション保守業務（平成26年度から平成28年度までの国庫債務負担行為による契約）
- 契約相手方 : 沖電気工業株式会社
- 契約金額 : 615,600,000円
- 契約年月日 : 平成27年1月30日
- 担当部局 : 職員福祉局電子化推進室


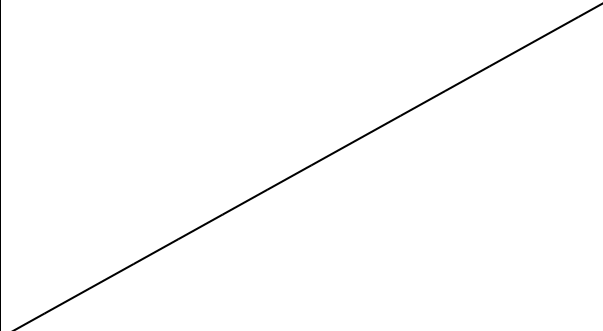
〔低入札価格〕

- ③ 契約件名 : 中央合同庁舎第5号館別館に設置する自動火災報知設備機器の更新工事
- 契約相手方 : ヤマトプロテック株式会社
- 契約金額 : 10,800,000円
- 契約年月日 : 平成26年10月14日
- 担当部局 : 事務総局会計課

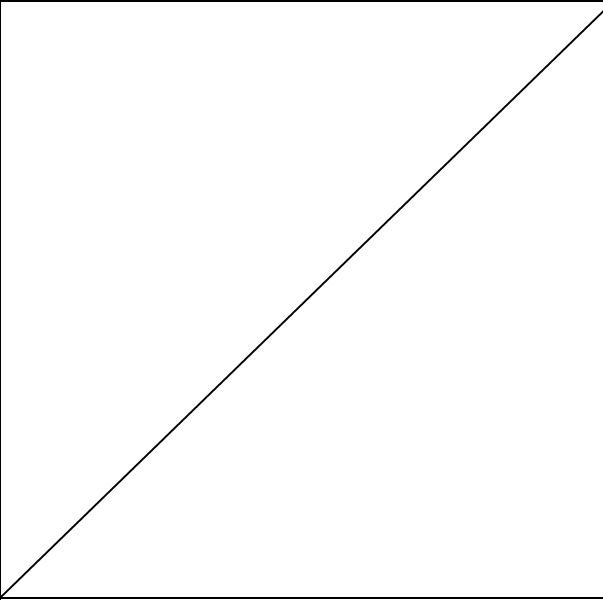
(3) 質疑内容

- ① 人事・給与関係業務情報システム（以下表中においては「本件システム」という。）に係るプロジェクト管理支援業務（不落随意契約）

意見・質問	回答
<p>・業者がリスク・プレミアム上乗せでなければ入札しないほど、本件システム関連の調達は敬遠されているということではないか。</p>	
<p>・仕様が複雑で対応できないとして応札しなかった業者があったが、思い当たる点はあるか。</p>	<p>・調達側としては仕様書でわかりやすく説明したつもり。ただ、そういう業者があることも事実であり、なお改善の余地があると受け止める。</p>
<p>・本件システムほどの規模になると対応できる企業の数に限定される。「他の応札を現に検討しているため、会社として両方の入札に対応できる態勢にない」というのは業者の本音だろう。もっと応札業者の数を増やさない限り、今後も大きな制度変更やシステム変更がある度に、不落随意契約の問題</p>	

<p>は生じると思う。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ EUは日本の官庁の調達に参入しづらいと考えていると聞く。外国企業が参入しない理由について、調査をしているか。外国企業からの問い合わせはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国企業の参入について、特段の制約はない。理由の調査等に行っていない。 ・ 外国企業からの問合せは受けたことがない。 ・ 以前、本件システムに係る総合評価方式の案件に、外国企業が技術提案を行い、評価において合格したものの、入札段階では不採算を理由に辞退したというケースがあった。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件システムの見直しや改修計画が後手後手に回っているため、調達の問題点の抜本的な解決には至っていないが、本契約は、本件システムの見直しのために検討した結果であることから、委員会としては特に問題なしとする。 	

② 人事・給与関係業務情報システムに係るアプリケーション保守業務（一般競争契約（一者応札））

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ この種の案件では、過去の契約を受注した業者はノウハウを有するのに対し、それを有しない新規業者が仮に落札したとすれば、落札額は高くなるものと想定される。そうであれば、それなりの金額で前者が応札・落札する方が、結果は妥当と見ることできる。システムに関する計画が事後的に変わると、このような状況（hold-up problem）となるのも仕方ないと思われる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件システムでは見直しもあり、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証の上、調達のプロセスの在り方に

<p>これ以上の対応の仕方があったかどうかはわからない。本件システムの整備が終わって一段落したところで、調達の一連のプロセスの在り方について、検証した方がよい。</p>	<p>について検討していきたい。</p>
--	----------------------

③ 中央合同庁舎第5号館別館に設置する自動火災報知設備機器の更新工事（一般競争契約（低入札価格））

意見・質問	回 答
<p>・落札業者は、予定価格算定の際に参考見積を出しているが、実際には同見積よりも低額で入札している。こうしたやり方は、信義則に反しないか。</p>	<p>・入札予定価格の算定に当たっては、4者から見積を取り、最も安い見積である1,500万円（税別）としたもの。実際にも入札業者の入札額はほとんどが1,500万円（税別）程度であり、妥当な予定価格であったと思料。</p>
<p>・予定価格の7割を基準に低入札価格調査を実施するというのは、各府省共通か。</p>	<p>・会計上人事院は内閣所管に属し、契約については内閣所管契約事務取扱細則（昭和39年総理府訓令）に基づいて行っている。低価格調査の基準に関しては、同細則で契約内容ごとに定められた範囲で、人事院の内規により、一定割合を定めている。</p>
<p>・調査基準額がきちんと定められており、調査内容等を見ても契約締結に支障となるような点は認められなかったことから、委員会の意見としては特に問題なしとする。</p>	

○ 委員会からの意見具申及び勧告

特になし。

2 平成26年度人事院調達改善計画の自己評価結果

事務局から、第13回契約監視委員会です承された「平成26年度人事院調達改善計画」の達成状況に関する自己評価結果^(※)について説明し、了承された。

(※) 人事院ホームページ「平成26年度調達改善計画の年度末期自己評価結果」
に掲載

以 上